

〇〇年〇〇月〇〇日

確 約 書

浜田県土整備事務所長 様

[応募者] 所在地
名 称
代表者名

建設発生土の受け入れにあたり、下記について確約します。

記

- 1 応募者は、県税の滞納がない者です。
- 2 応募者は、警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、島根県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではありません。
- 3 受け入れた土砂は、応募した工事以外への使用、又は売却をしません。
- 4 受入工事において、土砂の崩落、流出等の事故が発生した場合、応募者の責任において速やかに対策を行うとともに、公募機関及び関係機関等に連絡します。
- 5 受入工事周辺において汚濁水、流出土砂等による影響があった場合、応募者の責任において速やかに対策を行うとともに、公募機関及び関係機関等に連絡します。
- 6 受入工事周辺の道路について、次の通り対応します。
 - (1) 土砂搬入により受入工事周辺の道路が汚れた場合、応募者の責任において清掃等を行います。
 - (2) 国・県道等から受入工事に至る道路について、土砂搬入による周辺への被害、周辺からの苦情等への対応は応募者の責任において行います。また、損傷があった場合は補修等を行います。
- 7 公募機関による現地確認及び指導等については、全面的に協力します。
- 8 応募者の責任において、産業廃棄物を混入させません。
- 9 審査結果、評価結果、利用調整の結果（いずれも他の応募者の結果等を含む）に対して意義を申し出ません。